

児童委員、主任児童委員の基礎知識

1 児童委員、主任児童委員の役割と活動

(1) 児童委員、主任児童委員に関する基本的なこと

児童委員、主任児童委員とは

「児童委員」は、市町村の区域に置かれ、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。〈児童福祉法第16条〉

「主任児童委員」は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に関する支援・協力を行います。

児童委員、主任児童委員の選任方法等はどのようになっているのか

「児童委員」はすべての民生委員が兼務することとされています。民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。〈児童福祉法第16条、民生委員法第5条〉

「主任児童委員」は、「児童委員」のなかから厚生労働大臣より指名されます（都道府県知事の推薦にもとづき指名）。〈児童福祉法第16条第3項、第4項〉

民生委員の推薦には、以下の基準が定められており、「児童委員」としても適当であることが求められています。〈民生委員法第6条〉

- ☑ 市区町村議会議員の選挙権があること
- ☑ 人格識見高く、広く社会の実情に通じていること
- ☑ 社会福祉の増進に熱意があること

一方、「主任児童委員」に指名されるべき人は、以下のように示されています。〈厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知〉

- ☑ 児童福祉に関する理解と熱意があり、専門的な知識・経験があること
- ☑ 地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できること

また、年齢に関する参酌基準もあり、「児童委員（民生委員）」は、75歳未満の人を選任するよう努めること、「主任児童委員」は、55歳未満の人を選任するよう努めることとされています。〈厚生労働省雇用均等・児童家庭局長／社会・援護局長連名通知〉



児童委員、主任児童委員の数と任期について

「児童委員（民生委員）」の定数は、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準を参考に、市町村の区域ごとに条例で定めています。（民生委員法第4条）

「児童委員（民生委員）」の任期は3年であり、主任児童委員も同じです。

【図表1：定数・委嘱者数（令和7年12月1日現在）】

	児童委員（民生委員）	うち主任児童委員
定数	240,971人	22,034人
委嘱者数	220,880人	20,613人
充足率	91.7%	93.6%

(2) 児童委員に求められる役割と活動



民生委員の活動との違いは何か

民生委員は児童委員を兼ねていますが、児童委員としての職務については、児童福祉法に規定があり、その対象は「児童及び妊産婦」とされています。この点を除けば、民生委員法に定める民生委員の職務とほぼ同じ規定です。

民生委員の規定にないものとしては、「児童の健やかな育成に関する気運の醸成」があります。児童の健全育成を地域ぐるみで支えていくための関係者の意識づけなどの取り組みが児童委員に期待されているといえます。（民生委員法第14条および児童福祉法第17条）

【図表2：民生委員・児童委員の主な活動】

	民生委員 (民生委員法第14条)	児童委員 (児童福祉法第17条)
①地域の実情の把握	住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておく	児童及び妊産婦 の生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておく
②地域での相談・援助活動	要援助者の自立生活のための生活相談に応じ、助言・援助、福祉サービスと適切に利用するために必要な情報の提供	児童及び妊産婦 の保護、保健その他福祉サービスを利用するために必要な情報提供、その他の援助・指導
	社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と連携し、その事業・活動を支援	児童及び妊産婦 に係る社会福祉事業又は 児童健全育成活動 の営業者・実施者と連携し、その事業・活動を支援
③行政事務への協力	福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力	児童相談所の 児童福祉司 又は福祉事務所の 社会福祉主事* の職務への協力
④その他	—	児童健全育成 に関する気運醸成
	住民の福祉増進のための活動	児童及び妊産婦 の福祉増進のための活動

※こども家庭センター等との連携も考えられます

民生委員が児童委員を兼ねて活動する意義

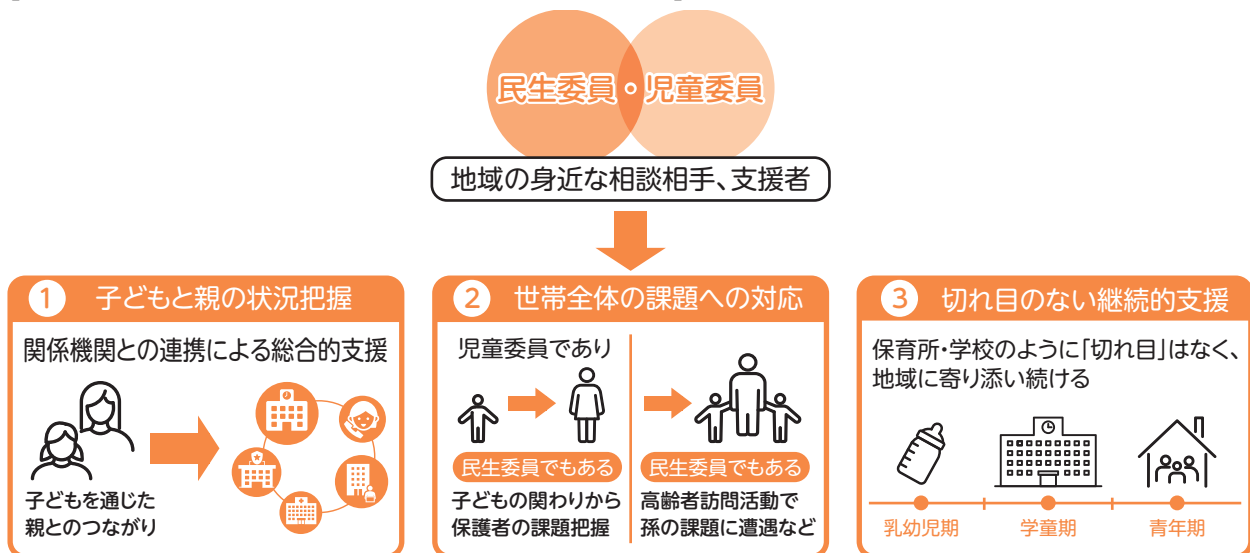
子どもや子育て家庭をめぐる課題に対応していくためには、子どもと保護者の双方に対する相談支援を行う必要があります。身近な相談相手、支援者である民生委員が児童委員を兼ねているからこそ、世帯全体の課題の把握と総合的な支援につなぐことが可能になります。

また、たとえば、こども家庭庁では成育基本法および「健やか親子21」を通じて、子どもの健やかな育ちを確保するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない施策を推進しています。同じ住民として、ときに地域において、乳幼児期から青年期までも含め、切れ目のない継続的な見守りを行うことができる児童委員への期待はより高まるといえます。

【民生委員・児童委員の活動の特徴（例）】

- ① 子どもと保護者双方の状況を把握できる
- ② 世帯が抱える多様な課題に対応できる
- ③ 切れ目のない継続的な支援が可能となる

【図表3：児童委員を兼ねている民生委員活動の特徴】



児童委員の活動内容とは

児童委員の活動は、大きく以下の3つに整理できます。

【図表4：児童委員活動の内容】

①個別支援活動

- ・支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、関係機関や団体と連携し、個別に支援する活動。

②子育て支援活動

- ・地域の子どもとその親を対象に、子育てをめぐる悩みや課題をともに解決していく過程を通して、豊かな子育てが実現できる地域社会づくりを目指す活動。

③児童健全育成活動

- ・主に学童期以降の子どもを対象に、生活環境条件の整備をはじめとして、一人ひとりの可能性を引き出し、健やかな成長を促す活動。

(全民児連「改訂児童委員活動マニュアル」平成15年より)

児童委員の具体的な活動は、厚生労働省からの通知「児童委員の活動要領」で以下の6点が示されています。

【図表5：児童委員の活動内容】

1. 実情の把握と記録	<ul style="list-style-type: none">・市区町村や関係機関と連携する等により地域住民の生活実態等を把握する。・要保護児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その課題を的確に把握する。・把握した問題、状況等について児童票に記録する。
2. 相談・支援	<ul style="list-style-type: none">・児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等についての助言し、解決に努める。
3. 児童の健全育成のための地域活動	<ul style="list-style-type: none">・児童の健全育成のための地域活動の推進。・母子保健組織の育成等。・児童福祉文化財の健全化を図るための資料収集、関係機関への提供。
4. 児童虐待への取り組み	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携を図りながら保護者等を支援し、児童虐待の発生を予防する。・地域住民、関係機関等と連携して児童虐待の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに通告を行う。・定期的な相談や地域での見守り等により児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。
5. 意見具申	<ul style="list-style-type: none">・市町村長から意見を求められたときは、適切な意見を述べ協力する。・児童施策及びその実践について児童等の福祉の観点から改善が必要な場合は、建設的な意見を提出する。
6. 連絡通報	<ul style="list-style-type: none">・支援が必要な子どもや子育て家庭を適切な関係機関へ連絡通報する。

(厚生労働省局長通知「児童委員の活動要領」平成16年より)

(3) 主任児童委員の役割と活動

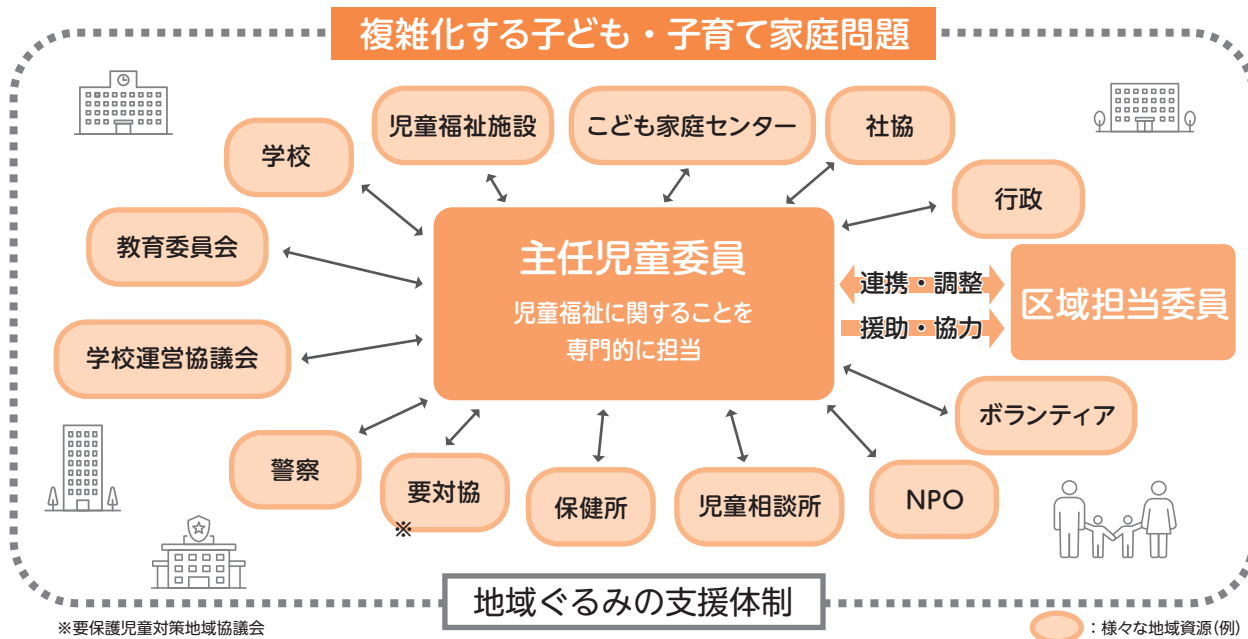


主任児童委員について

主任児童委員は、児童委員のなかから選任されますが、「主任」の言葉がついているのは、主として児童福祉に関する事項を専門的に担当するという意味があるからです。担当区域をもつ児童委員に対して支援・協力等を行うとともに、児童福祉関係機関との連絡・調整を行います。

主任児童委員は、原則として区域を直接担当しないとされますが、平成16（2004）年の児童福祉法改正法により、区域を担当する児童委員と同様に個別事案の職務も行うことができることが明確化されました。これは、地域の個別事案について、主任児童委員が積極的に関わることを期待される事案が増えていることが背景にあります。近年、子ども・子育て家庭をめぐる問題は複雑で対応困難なものが増加しており、区域担当の児童委員が主任児童委員と連携・協力して関係機関等とともに支援することの必要性がますます高まっています。

【図表6：主任児童委員の特徴と役割】



主任児童委員の具体的な活動内容

前述の児童委員の活動のほか、「児童委員の活動要領」には、関係機関と児童委員との連携、児童委員への援助・協力、民生委員としての活動の3つが示されています。

【図表7：主任児童委員活動の内容】

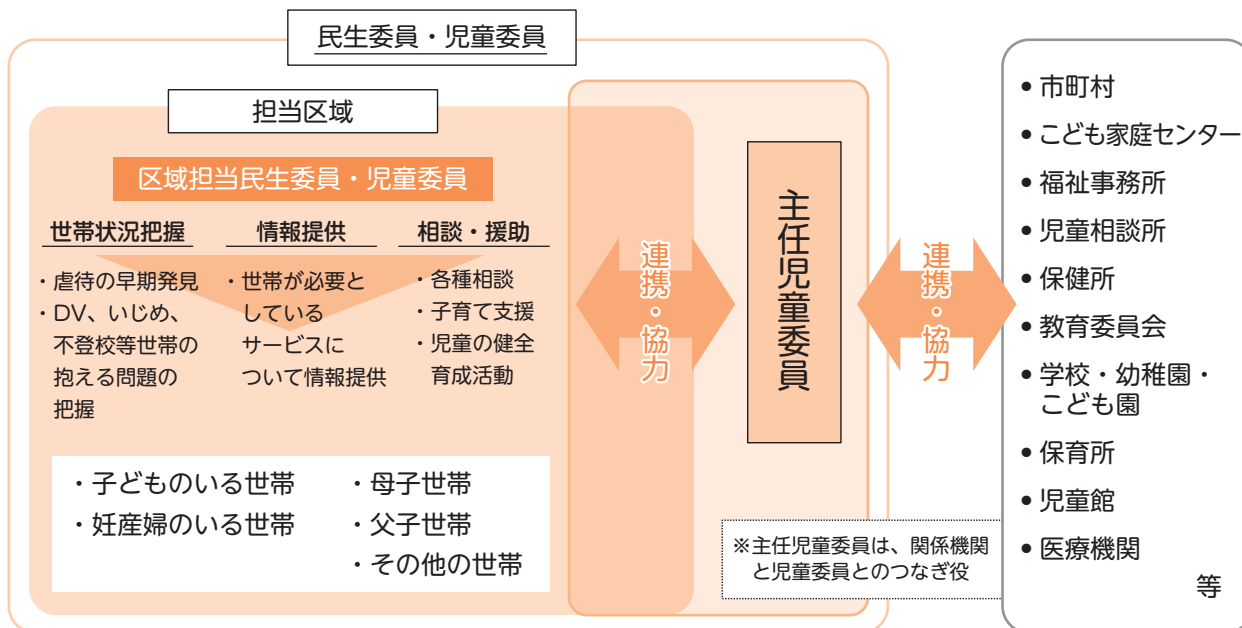
1. 関係機関と児童委員の連携
 - ・市区町村や関係機関と連携を密にし、児童や児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して情報収集を行う。
 - ・児童健全育成に関して、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、関係機関と児童委員と連携して活動する。
2. 児童委員への援助・協力
 - ・区域担当の児童委員活動に対し援助・協力する。
 - ・個別事案については、区域担当の民生委員・児童委員と調整・相談し、協力して行う。
 - ・緊急を要する事案によっては、区域担当の児童委員と連絡・調整しながら、主体的に個別事案に関わる。
3. 民生委員としての活動
 - ・行政事業への協力には、制度の周知徹底等にとどめる。
 - ・援助・協力等が必要になる個別世帯を発見した場合は速やかに区域担当の児童委員に連絡し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

(厚生労働省局長通知「児童委員の活動要領」平成16年より)

児童委員、主任児童委員の活動の連携・協力について

児童委員は、担当区域の世帯等の状況把握、情報提供、相談・援助を主任児童委員と連携・協力しながら実施しますが、必要に応じて主任児童委員を介して地域の関係機関とも連携・協力します(図表8)。

【図表 8：民生委員・児童委員と主任児童委員活動の連携・協力】



委員活動において、民生委員または児童委員の職務のいずれかに重点を置くことは運用上禁止されているわけではありません。

地域における各委員の負担が平準になるように努めつつ、児童福祉関係や教員等の経験を有する児童委員や、児童等の関係する問題に積極的に取り組みたい児童委員が、担当区域以外の区域において、当該区域担当の児童委員や主任児童委員と連携して児童委員としての職務の一部を行うことも運用上可能です。

主任児童委員は、原則として担当区域をもちませんが、区域を担当することを禁じられているわけではありません。単位民児協や事業の特性により、児童委員と連携しながら、主任児童委員としての児童の問題に関し一定の区域を担当し、各種の事案に対応することも可能です。

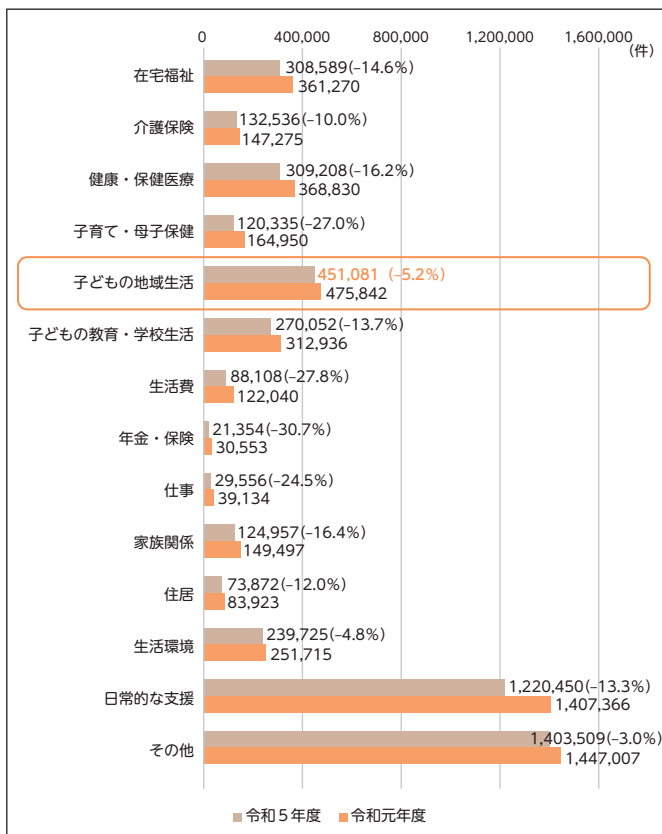
〈平成 29 年 3 月 29 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知より〉

(4) 子ども・子育て家庭に対する地域支援体制の構築

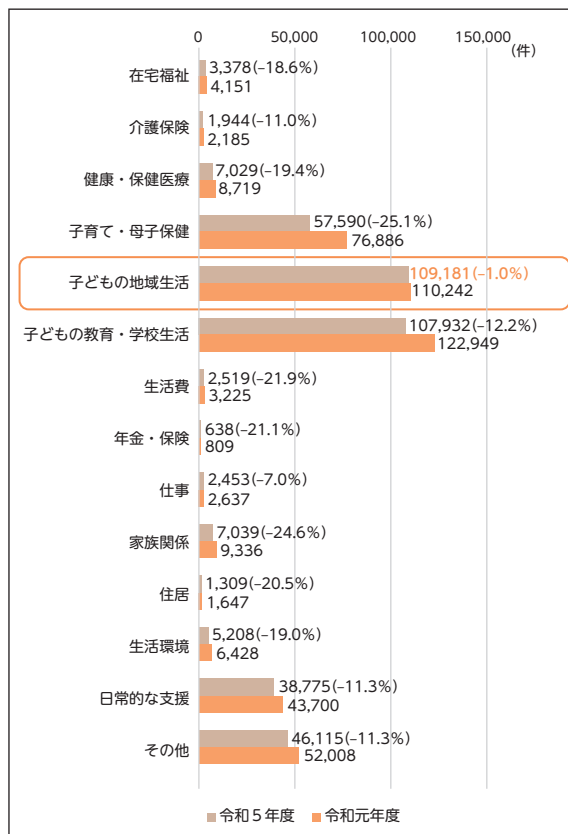
子どもに関する相談・支援の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況は、国が毎年公表する「福祉行政報告例」で確認することができます。令和元（2019）年度と令和 5（2023）年度の実績を比較すると、新型コロナウイルス感染拡大の影響等もあり全体の件数が大きく落ち込みましたが、その後、従来の活動実績に戻つつあります。相談・支援活動のすべての区分で令和元年の実績と比べて減少しているなか、特筆すべきは、「子どもの地域生活」の減少率が低いことです。これは近年、子どもの遊び場や通学通園路の問題等の子どもの地域生活にまつわる委員活動が増加傾向にあることが推察されます。

【図表9：民生委員・児童委員の相談・支援件数
(令和元年度と令和5年度の比較)】



【図表10：主任児童委員の相談・支援件数
(令和元年度と令和5年度の比較)】



(「福祉行政報告例」を元に全民児連作成)

地域ぐるみの子ども・子育て支援に向けて

(個々の委員として)

一人ひとりの委員活動においては、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、子どもの権利擁護と最善の利益を最優先して取り組みをすすめることになります。民生委員・児童委員に期待されることは、地域の子どもや子育て家庭の状況を、活動をとおして正確に把握し、親子の抱える困難や孤立のリスクを早期に発見することです。さらに、地域の関係行政機関（福祉事務所、児童相談所）や、学校、こども家庭センターなどの専門機関と日常的な連携を強化し、相談を受けた際には、個々の家庭の状況に応じて、必要な福祉サービスや専門的な支援へと確実につなぐ役割を果たします。

民生委員・児童委員の特徴は、単に行政の協力機関としてだけでなく、地域社会を構成する一員として、それぞれの個性と能力を発揮し、住民の福祉増進を図るための活動を主体的に行うことにあります。

(民児協として)

一方、児童委員協議会（民児協）組織としては、福祉事務所、こども家庭センター、学校、児童相談所等との協働体制を強化し、密接な情報共有の仕組みを整備することが必要です。とくに、主任児童委員は関係機関とのパイプ役となり、地域における支援ネットワークでの民児協との連携を円滑にする機能を担います。

児童委員活動について、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を確立し、活動内容を継続的に点検・評価することで、地域の子ども・子育て支援の質の向上と効果的な活動をめざします。また、活動に必要な知識や技術を習得するための研修の機会の提供と充実を図る必要があります。

これらをふまえ、委員会活動の意義や役割について、地域住民、とくに現役世代の理解と協力を得るための広報・啓発活動を積極的に実施し、地域全体を巻き込んだ支援体制の構築に努めることが何よりも重要になります。

【図表11：地域ぐるみの子ども・子育て支援の取り組み】

